

第90期定時株主総会招集ご通知

日時	2024年6月26日(水曜日) 午前10時
場所	東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号 フォスター電機株式会社 1階大ホール

目次	
第90期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	15
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人の状況	
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

フォスター電機株式会社

〈証券コード 6794〉

2024年6月4日

株主各位

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号

フォスター電機株式会社

代表取締役社長CEO 岸 和 宏

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

https://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フォスター電機」または「コード」に当社証券コード「6794」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6794/teiji/>



議決権行使につきましては、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第90期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第90期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (5) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

- (6) 当日、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。
- (7) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- (8) 英文による招集ご通知は
(<https://www.foster-electric.com/investors/meeting/index.html>) に掲載しております。

以 上

◎ビジネスレポートの廃止について

この度、株主の皆様へ送付しておりました期末及び中間期のビジネスレポートにつきまして、「定時株主総会招集ご通知」や「統合報告書」及び当社ウェブサイトにて開示しております情報との重複が多いこと、また、地球環境への配慮の観点から、廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ライブ配信についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。

インターネット等・書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

以下のウェブサイトからご視聴ください。

配信日時	2024年6月26日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで 配信ページは、株主総会開始30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。
ライブ配信URL	https://www.virtual-sr.jp/users/foster2024/login.aspx 
ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載）
パスワード	省略

ご留意事項

- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- ・撮影は会場後方からのみ行い、ご出席株主様の容姿は映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、総会会場でご質問、ご発言される株主様の音声はライブ配信されません。あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.foster.co.jp/>）にてお知らせいたします。

ライブ配信の画面操作、視聴不具合等に関するお問い合わせ先

T E L : 042-546-2305

受付時間：平日9：00～12：00、13：30～17：00

ただし、株主総会当日は9：30～株主総会終了時刻まで

※視聴不具合等に関するお問い合わせとなります。

それ以外のお問い合わせに関しては、お答えしかねますのであらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です。）。

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- ① インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分到着分まで

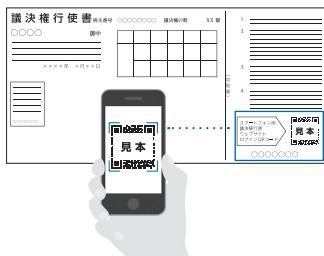
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

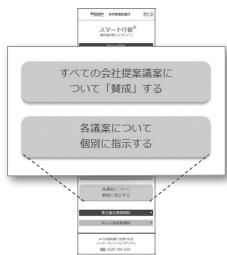
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

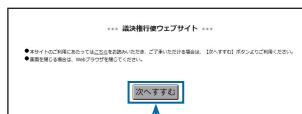
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

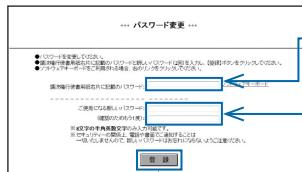
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値の向上を経営課題とし、業績に対応した利益配分と長期的な視野に立った内部留保の充実との調和を図りながら、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営環境等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり15円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり10円と合わせて、1株当たり25円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 15円 総額 336,194,475円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月27日

第2号議案

取締役2名選任の件

取締役 呂 三鉄氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。また、取締役 成川 敦氏は2024年3月31日付で辞任いたしました。つきましては、新たに取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	属性	取締役会出席率 (出席状況)	就任 年数
1	 <small>たか はら やす ひで</small> 高 原 泰 秀	男性	新任	—	—
2	 <small>かな い なお き</small> 金 井 直 樹	男性	新任	—	—

新任 新任取締役候補者

取締役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。

第2号議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏名	企業経営	海外経験・グローバルビジネス	営業・マーケティング	モノづくり(生産・品質)	技術・開発	ファイナンス	法務・リスクマネジメント	環境含むサステナビリティ	IT・DX	業界知識
岸 和宏 きし かず ひろ	●	●	●					●		●
望月昭人 もちづき あきひと	●	●	●			●	●	●	●	
三浦広貴 みうら ひろき	●	●		●	●			●		●
高原泰秀 たかほら やすひで		●	●					●		●
金井直樹 かない なおき	●	●	●	●				●		●
松本 実 まつもと みのる		●				●				
後藤康浩 ごとう やすひろ		●		●						●
中条 薫 ちゅうじょう かおる	●	●			●			●	●	

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営	多岐にわたるビジネスにおける機会とリスクを評価・判断し、適切な投資等を通じて持続的成長を実現するため、様々な事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や、企業経営に関する確かな知識・経験・実績や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
海外経験・グローバルビジネス	事業領域のグローバルな持続的拡大に向け、多様な価値観や文化への理解に基づく業務執行の適切な監督・推進をするため、その知識、経験が必要である。
営業・マーケティング	事業環境の変化や多様化する顧客ニーズの変化を的確に捉え、顧客視点に立った提案営業による付加価値提供により、顧客満足と持続的な企業価値向上を実現させるためには、マーケティング活動・営業戦略に関する知識、経験が必要である。
モノづくり(生産・品質)	付加価値の高い製品開発に加え、安全・安心な製品を安定供給するためには、生産・品質管理体制の構築が欠かせないことから、生産・品質管理における知識・経験が必要である。
技術・開発	先進技術を取り入れた安全・安心・快適性能をあわせ持つ高品質の製品を開発するためには、様々なイノベーションの推進実績や、技術・品質・環境分野での確かな知識・経験が必要である。
ファイナンス	強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた財務戦略を立案し実行するためには、財務・ファイナンス分野における確かな知識・経験が必要である。
法務・リスクマネジメント	持続的な企業価値向上の基盤である適切なガバナンス体制を確立するとともに、安全・安心な製品の安定的な開発・製造・供給を実現するためには、リスク管理やコーポレート・ガバナンス、法律の各分野における確かな知識・経験が必要である。
環境含むサステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、ESG経営に基づきサステナビリティ活動を推進することで社会課題の解決を図るとともに、それを収益機会と捉え事業活動に組み込み持続的成長に繋げるためには、ESG・サステナビリティ分野での確かな知識や経験が必要である。
IT・DX	事業環境の変化に対応し、持続的な成長及び企業価値向上を図るには、全社的なDXの推進による事業や働き方の変革に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備に向けた先進情報技術の活用等も欠かせないことから、IT・DX分野における知識・経験が必要である。
業界知識	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まる中、市場の変化を先取りした事業戦略を策定・推進し、持続的な企業価値向上を実現させるためには、業界に関する広範かつ深い知識・経験が必要である。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p data-bbox="269 495 465 586">たかはら やすひで 高原 泰秀 (1962年4月6日生)</p> <p data-bbox="303 598 429 628">新任 男性</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2001年2月 当社CAR機器本部営業部次長</p> <p>2003年4月 当社CAR機器本部営業部長</p> <p>2003年9月 当社CAR機器本部営業部長 兼 中部営業所所長</p> <p>2008年12月 当社スピーカ事業本部AVCBUビジネスユニット長</p> <p>2010年10月 フォスターエレクトリックCo., (ホンコン) Ltd. 取締役</p> <p>2013年4月 当社SP事業本部副本部長 兼 SP生産管理部長</p> <p>2016年4月 当社SP事業本部副本部長 兼 SP第2営業部長 兼 スピーカ生産管理部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員SP事業本部副本部長 兼 スピーカ生産管理部長</p> <p>2019年8月 当社執行役員営業本部車載SP統括</p> <p>2020年4月 当社執行役員営業本部全社車載SP統括 兼 アジア担当</p> <p>2020年7月 当社上席執行役員営業本部車載ビジネス統括 兼 アジア担当</p> <p>2023年6月 当社上席執行役員営業本部長 兼 アジア担当 (現任)</p>	3,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年営業部門に関わり、当社グループの営業体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、営業を主とする豊富な経験と見識に加え、香港での豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 かない なおき 金井 直樹 (1962年11月1日生) 新任 男性	1986年3月 当社入社 2002年9月 フォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd 営業部第1営業部長 2006年11月 当社管理本部経営企画室ベトナムプロジェクト 2007年4月 フォスター エレクトリックCo., (ベトナム) Ltd. 生産管理部長 2008年4月 フォスター エレクトリックCo., (ベトナム) Ltd. 取締役工場長 2011年1月 フォスター エレクトリックCo., (ベトナム) Ltd. 社長 2012年4月 フォスター エレクトリックCo., (ベトナム) Ltd. 会長兼社長 2014年11月 当社製造本部副本部長 2015年3月 当社製造本部副本部長 兼 製造技術部長 2017年4月 当社執行役員製造本部副本部長 兼 製造統括部長 2018年4月 当社執行役員製造本部長 2018年10月 当社執行役員製造本部長 兼 製造統括補佐 2022年4月 当社上席執行役員製造本部長 兼 製造統括 2023年6月 当社上席執行役員製造本部長 (現任)	13,400株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年製造部門に関わり、当社グループの製造体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、香港及びベトナムでの豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、上記各取締役候補者の選任が承認された場合には、両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結することを予定しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。
3. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 木本聡子氏及び鈴木 隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>きもと さとこ 木本 聡子 (1960年4月12日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>女性</p> <p>■取締役会出席率 100% (12回中12回)</p> <p>■監査役会出席率 100% (7回中7回)</p>	<p>1983年4月 国税庁調査査察部調査課 2007年7月 関東信越国税局課税第一部長 2008年7月 仙台国税局総務部長 2010年7月 国税庁課税部課税総括課消費税室長 2011年7月 国税庁長官官房企画課情報技術室長 2014年7月 独立行政法人国立印刷局理事 2018年7月 名古屋国税不服審判所長 2020年4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社常勤社外監査役（現任）</p>	400株

【社外監査役候補者とした理由】

木本聡子氏は、長年にわたり税務行政の分野で培ってきた税務や財務、会計に関する相当の知見と経験を当社経営に活かしていただくことにより、監査体制の強化が期待できると判断し、引き続き当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上記監査役候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 木本聡子氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4. 責任限定契約について

当社は、木本聡子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とします。

5. 当社は、木本聡子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものであり、同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。

6. 当社は、取締役、監査役及び執行役員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、上記監査役候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、候補者の任期中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、木本聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

《ご参考1》指名諮問委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置しております。

同委員会は、取締役、監査役及び執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役、監査役及び執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

第2号議案及び第3号議案における候補者は、同委員会による審議を経ております。

《ご参考2》社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、約3年にわたる新型コロナウイルス感染拡大の終息により、経済活動が正常化する一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やイスラエル・パレスチナ紛争等の地政学リスクの高まりが継続している状況です。また、先進国ではインフレが落ち着きつつあるものの、米欧での政策金利は依然高止まりし、さらには中国経済の減速等もあり、引き続き世界情勢は先行き不透明な状況が続いています。

当社グループが注力する自動車関連市場では、半導体不足も緩和されたことから自動車生産や販売は回復基調が続きました。そのような中、市場では電気自動車（EV）へのシフトが継続し、自動運転技術についても進化を続けていること等から、今後も需要は継続し、底堅く推移することが見込まれます。

こうした中、当社グループは車載関連ビジネスの受注活動において、ビジネスの核となるパートナー戦略にてターゲット顧客への提案活動を一層強化しており、中期事業計画完了時（2025年3月期）の受注を確保いたしました。モバイルオーディオ事業においては、当社の高い品質を武器に事業展開を行っており、アクチュエータについて受注を確保し、イヤホンドライバや車載用ヘッドホンと併せて、通期で利益を確保しました。また、他社との共同開発を含めた協業や研究開発型ビジネスは、将来性を見極めながら推進しております。

生産体制面では、米中対立の先鋭化も視野に入れ、ベトナム・ビンズオン工場にてスピーカ生産を開始する準備を行っていますが、新機種への対応も勘案し、2025年度上期からスピーカの量産を開始予定です。

加えて地産地消推進の観点から、欧州・ハンガリーの生産子会社において、2024年度下期からスピーカ生産を開始予定です。本施策は物流面でのCO₂削減にも寄与します。また、機械化・省人化・自動化による製造効率改善や、競争力向上に向けた部材調達的外部購入・内製化比率の最適化にも取り組んでおります。

高騰した原材料費・部材費や物流費への対応に関しては、継続的な原価改善と固定費圧縮に加え、グローバルロジスティクス体制を強化し、需要動向を的確に捉え、適切な水準での在庫管理に取り組んでおります。また、昨今の中東情勢悪化の影響から一部の海上運賃が高騰し、当初の想定よりもコストアップしている案件も発生しておりますが、多くのお客様からコストの価格転嫁のご理解をいただいていることから、十分コントロール可能な体制となっており、市況に左右されにくい収益体質が構築できております。

以上の結果、当期連結業績における売上高は122,447百万円（前期比0.9%増）、営業利益は4,412百万円（前期比80.4%増）、経常利益は4,305百万円（前期比84.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,304百万円（前期比171.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

スピーカ事業

自動車関連市場は、販売回復基調が続く中、第1四半期において一部顧客においてサプライチェーン混乱時に積み増した在庫調整に伴う出荷数量の減少があったものの、パートナー戦略にてターゲット顧客への販売活動を推進した結果、売上高は99,175百万円（前期比0.1%増）となりました。損益面では、一過性の空輸費用の減少ならびに継続的な原価改善策等の結果、営業利益は4,218百万円（前期比110.5%増）となりました。

モバイルオーディオ事業

民生用アクチュエータが、一部出荷数量の調整があったものの通期で受注を確保し、イヤホンドライバや車載用ヘッドホンの販売に注力した結果、売上高は14,197百万円（前期比3.4%減）となりました。損益面では、営業利益は607百万円（前期比49.6%減）となりました。

その他事業

小型音響部品事業や「フォステクス」ブランドの製品を含むその他事業は、接近通報音用スピーカ等の販売が堅調だったこともあり、売上高は9,074百万円（前期比20.1%増）となりました。一方、損益面では、製造体制の最適化を図るため、当社が小型音響部品事業について製造委託している南華天星電子（深圳）有限公司から当社中国工場への生産移管計画に関わる費用が発生したことから、412百万円（前期は営業損失762百万円）の営業損失となりました。

（注）当期より、上記セグメント別の売上高は、セグメント間取引消去後の数値で記載しています。

スピーカ事業	車載用スピーカ・スピーカシステム、オーディオ用およびテレビ用スピーカ・スピーカシステム等の製造・販売
モバイルオーディオ事業	ヘッドホン・ヘッドセット、イヤホンドライバおよび振動アクチュエータ等の製造・販売
その他事業	警報音用ブザー・サウンド製品、「フォステクス」ブランド製品等の製造・販売および物流サービス

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は4,810百万円で、主な投資は、中国・ベトナムでの省力化設備や本社底地の取得です。これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当しました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、地政学リスク、世界的なインフレ・物価高や金利上昇、中国経済の減速懸念等、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。

一方で、当社グループが注力する自動車関連市場は、今後も堅調に推移するものと見込まれます。EV市場については、足許の伸びが鈍化しているものの、EVシフトの流れが今後も継続すると見込まれ、自動運転を含めた新技術の取り組みによる付加価値創出により、新たなビジネス機会としてさらなる成長期待が高まっている状況です。

以上のような情勢下、当社グループは「未来社会に音で貢献する」をビジョンとして掲げ、「音に関わる製品やソリューションを通して、世界中により快適な生活やコミュニケーションの喜びを提供し社会から期待される企業になる」ことをミッションとし、業界での地位を確固たるものにするとともに、グローバル企業としてさらなる事業の充実と企業価値の向上を図りながら、持続的な成長を実現するための体制づくりを推進します。

取り巻く環境は、不透明な状況が続くものの、2025年3月期は中期事業計画の最終年度として、計画の完遂に向けた施策を講じていきます。また、計画の達成に向けた課題を明確にし、迅速に対処することで生産性・効率性の向上に努めます。

具体的には、主に以下の方針のもと諸施策を実施します。

【基本方針】

中期事業計画達成の年

【方策】

1. 次期中期事業計画に向けての積極的ビジネス拡大
2. 新製品・新技術への取り組み強化
3. 車載業務品質の徹底
4. 業務・構造改革と徹底的な競争力強化
5. ESG経営の推進

当社グループは、社員一人ひとりが新しい技術への挑戦、成長への執念、変化への柔軟な対応、地道な改善努力を忘れず、常に前向きな姿勢を保ちつつ、皆で丸となって業務に取り組んでいきます。そして、社会や市場の中で信頼され、必要とされる企業になるためにESG経営を着実に続けていきます。

株主の皆様には、今後ともよろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<次期中期事業計画について> (2025年度～2027年度)

次期中期事業計画について、今般、成長戦略の方向性を次のとおり策定しました。詳細は、資本戦略等と併せて、本年11月に公表予定です。

【目指す姿】

- ・モビリティ関連ビジネスにおける次期中期事業計画期間の自動車市場の予想成長率（約9%）を上回る中期売上高成長率の実現（20%以上の売上増加）
- ・コンシューマ関連ビジネスで、モビリティ関連ビジネスに次ぐ柱の育成

【モビリティ関連ビジネス】

（重点戦略）

- ・次世代モビリティにおいて、豊かで快適な空間・楽しさ・喜び・安心安全を提供

（戦術）

- ・長年磨き上げた車載向けスピーカ技術を使って、次世代車室内音響空間 / 次世代HMI / 車内外警告音等で付加価値向上を図り、かつ自動車1台あたりの搭載数を増加させる

（主要施策）

- ・ターゲット顧客に対する車室内音場作りへの付加価値提案活動強化
- ・ブランデッド※1、プレミアムレベルにフォーカスした販売推進による搭載数拡大・収益性向上
- ・OEM, Tier1向けに車室内スピーカ・車室外スピーカ・HMI用アクチュエータを併せて展開

（拡販製品）

- ・車載用音響スピーカ
- ・アクチュエータ（車載音響用 / シート用※2 / HMI用）
- ・接近通報・警告用スピーカ（AVASスピーカ / AVASシステム / Horn付AVASシステム / eCallスピーカ）
- ・コックピット用高音質スピーカ
- ・加加速度センサー、マイクモジュール、ADP等製品用向け基板モジュール※3

【コンシューマ関連ビジネス】

(重点戦略)

- ・豊かで快適な空間・楽しさ・喜び・安心安全を軸にモビリティ関連ビジネスに次ぐ柱を構築

(戦術)

- ・総合的な製品設計力と進化を続ける独自技術で、より付加価値の高い完成品ビジネスの拡大と新事業の創出で収益性向上を図る

(Beyond2025※4 における3つの柱)

ライフスタイル | パーソナルオーディオ

今後の拡販を目指す平面振動板技術 (RP TECHNOLOGY) を活用したドライバも含めたワイヤレスヘッドセット完成品OEM事業への本格参入、およびホームオーディオ分野※5 (薄型プレミアムTV用スピーカー / サウンドバー等の複合回路製品) でのビジネス拡大

ライフソリューション | 生体センシングヘッドセット

学術機関、企業から試用され始めているRobin生体センシングイヤホンを医療・リハビリ・介護・生活支援・運転支援関連センシング用途で実用化、事業化

ライフエンハンスメント | アクチュエータ

これまでのアクチュエータに加え、より広帯域振動、高出力化を実現するSmart Vibration Actuatorの市場ポジションを確立し、より深い没入感を提供

- ※1 オーディオブランドを有するTier1向け車載スピーカー
- ※2 車載シートのマッサージ、音響振動等を実現するアクチュエータ
- ※3 韓国子会社ESTec製品
- ※4 新規長期収益基盤確立プロジェクト
- ※5 韓国子会社ESTec製品

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2020年度 第 87 期	2021年度 第 88 期	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		85,220	91,106	121,338	122,447
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		219	△7,473	2,327	4,305
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△3,363	△7,017	848	2,304
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△148.47	△315.53	38.23	103.70
総 資 産 (百万円)		77,233	86,148	92,871	102,747
純 資 産 (百万円)		55,993	51,632	56,515	64,319
1株当たり純資産 (円)		2,276.20	2,125.72	2,302.49	2,606.90

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しており、第88期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2020年度 第 87 期	2021年度 第 88 期	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期 (当期)
売 上 高 (百万円)		38,035	42,817	51,576	55,394
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		△325	△1,909	△904	825
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△3,392	△2,211	△1,016	470
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△149.72	△99.44	△45.81	21.18
総 資 産 (百万円)		38,832	38,973	42,500	46,802
純 資 産 (百万円)		20,688	18,136	17,003	17,507
1株当たり純資産 (円)		929.23	817.44	766.22	786.82

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しており、第88期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスタービジネスサービス株式会社	百万円 10	100.0	物流事業及び派遣事業	東京都 昭島市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	東京都 昭島市
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の製造・販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 30,000	(間接所有) 100.0	中国国内へのスピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	中国
豊達電機(南寧)有限公司	千人民元 91,316	(間接所有) 100.0	清算手続中	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	中国
广州富星電声科技股份有限公司	千人民元 7,844	(間接所有) 49.0	スピーカ製品、スピーカ部品等の製造・販売	中国
豊達電機台湾股份有限公司	千ニュー台湾ドル 5,000	100.0	清算手続中	台湾
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	スピーカ製品の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 9,550	(間接所有) 100.0	清算手続中	インドネシア
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 7,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック(タイランド)Ltd.	千タイバーツ 10,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の販売	タイ
フォスター エレクトリック パナンSdn. Bhd.	千リンギット 1	(間接所有) 100.0	調達関連サービスの提供	マレーシア
FSK (タイランド) Co., Ltd.	千タイバーツ 20,000	100.0	スピーカ部品の製造・販売	タイ

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	モバイルオーディオ製品等の 製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製 造	ベトナム
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 5,000	(間接所有) 100.0	スピーカ部品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、モバイルオー ディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー.), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオー ディオ製品等の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオー ディオ製品等の輸入販売	ドイツ
フォスター エレクトリック(ハンガリー)kft.	千ユーロ 2,334	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、スピーカ部品 等の製造・販売	ハンガリー
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	スピーカ製品、モバイルオー ディオ製品の販売	韓国
ESTec ジャパン株式会社	百万円 60	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	東京都 三鷹市
ESTec Electronics (JIAXING)Co.,Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	中国
ESTec VINA Co.,Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	アメリカ

- (注) 1. 当社は、2023年8月30日開催の取締役会において豊達電機台湾股份有限公司を解散及び清算することを決議し、現在清算手続中であります。
2. 当期中において、フォスター エレクトリック(ハンガリー)kft.は、増資を行い資本金が2,334千ユーロとなりました。
3. ESTec ジャパン株式会社、ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec VINA Co.,Ltd.、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.、ESTec America Corporationの株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都昭島市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市

② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 (5) 重要な子会社の状況をご参照ください。

(8) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数(名)	前期末比増減(名)
15,752	178増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 上記の使用人数にはフォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd.が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数1,658名を含んでおります。
3. 当期より、使用人数に契約社員を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
413	2増	44.2	15.2

- (注) 使用人数には、臨時雇用者(パートタイマー等)を含みません。
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は85名であります。

(9) 主要な借入金 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,760
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,675
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,388

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,000,000株 (自己株式 2,587,035株を含む)
- (3) 総株主の議決権の数 223,995個
- (4) 株主数 8,092名 (前期末比 840名増)
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,871	12.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,935	8.63
株式会社みずほ銀行	1,016	4.53
株式会社三菱UFJ銀行	945	4.22
J P モルガン証券株式会社	853	3.80
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	563	2.51
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	449	2.00
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	434	1.93
みずほ信託銀行株式会社	405	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	390	1.74

- (注) 1. 当社は、自己株式 (2,587,035株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 162,497株を含んでおりません。

(6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月30日開催の取締役会において、株式給付信託 (BBT) への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分について決議し、2024年2月16日付で自己株式63,000株を処分いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成川 敦	取締役会長	
岸 和宏	代表取締役社長CEO	
呂 三鉄	専務取締役 中国CEO	フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd. Managing Director
三浦 広貴	常務取締役 技術本部長／フェロー	
望月 昭人	常務取締役CFO グローバルコーポレートサポート本部長	
松本 実	取締役 筆頭独立社外取締役	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員） artience株式会社社外取締役（監査等委員）
後藤 康浩	取締役	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社安藤・間顧問
中条 薫	取締役	株式会社SoW Insight代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社社外取締役 UBE三菱セメント株式会社社外取締役
木本 聡子	常勤監査役	
田中 達人	常勤監査役	田中達人公認会計士事務所所長
鈴木 隆	監査役	京総合法律事務所パートナー
大上 有衣子	監査役	株式会社柿安本店社外取締役 ソースネクスト株式会社社外取締役 JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所属

- (注) 1. 取締役 松本 実氏、後藤康浩氏及び中条 薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 木本聡子氏、鈴木 隆氏及び大上有衣子氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役 木本聡子氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 田中達人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役 鈴木 隆氏及び大上有衣子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2023年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって、吉澤博三氏は取締役を任期満了により退任し、猪熊 勉氏は監査役を辞任いたしました。また、同総会において、望月昭人氏が新たに取締役に選任され、田中達人氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 2024年3月31日付をもって、成川 敦氏は取締役を辞任いたしました。
8. 2024年4月1日付をもって、次のとおり取締役の「地位及び担当」と「重要な兼職の状況」について異動しております。

氏名	従前	変更後
望月 昭人	常務取締役CFO グローバルコーポレートサポート本部長	取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長
三浦 広貴	常務取締役 技術本部長／フェロー	専務取締役 技術本部長／フェロー
呂 三 鉄	専務取締役 中国CEO フォスター エレクトリック（シンガポール）Pte. Ltd. Managing Director	取締役 中国CEO フォスター エレクトリック（シンガポール）Pte. Ltd. Managing Director

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、前頁に記載の全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社役員がその職務を執行するにあたり、悪意または重過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該決定方針は、あらかじめ報酬諮問委員会にて十分審議されております。なお、取締役の個人別の報酬内容に関しまして、取締役会は、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会が当該決定方針に基づいて十分な審議のもと決定し、報酬総額を取締役会に上程していることを確認しております。

従って取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容及び決定方法が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

■基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬（以下、「STI」と称する）及び中長期業績連動報酬（以下、「LTI」と称する）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

■基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月一定額を定期的に支給する現金報酬とし、報酬内規に役位ごとの金額を定めるものとする。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を検証し決定するものとする。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

◀単年度業績連動報酬（STI）▶

STIは、単年度の業績達成度に応じて支給額が変動する現金報酬とし、下記決定方法に基づき決定された各取締役のSTIの合計金額を年額として、毎月案分して支給するものとする。業績に対する責任を明確にするため、連結営業利益を基本的な指標とする。STIの金額の決定方法については、まず、当社連結営業利益にあらかじめ定めた役員区分別の利益分配率を乗じ、全社業績貢献分としてのSTI基準額を算出する。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績を加味する。さらに、代表取締役を除く、全社内取締役につき、非財務的な貢献度やコンプライアンスへの取り組みなどの個人別定性評価を実施し、STIを加減算することで最終的なSTIの金額を算出するものとする。なお、個人別の定性評価に基づく加減算の比率は、CEOが各社内取締役より提出された自己評価票をレビューした上で各社内取締役の加減算率案を報酬諮問委員会に提案し、同委員会において決定するものとする。

◀中長期業績連動報酬（LTI）▶

LTIは、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が増減する信託型の株式報酬とする。株式報酬とすることで、株主と価値共有を図ることができ、また、中期事業計画の達成度と報酬を連動させることにより、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして機能することを目指す。

LTIによる交付株式数の決定方法については、毎年、役位に応じた基準ポイントを各取締役に付与し、中期事業計画終了時に、その累計ポイントに対し、業績評価に基づく交付率を乗じ、交付株式数を決定することとする。

交付率の算出に当たっては、中期事業計画期間における当社の連結営業利益率を基本的な評価指標とする。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績も加味することとする。

なお、基本的な評価指標を中期事業計画の期間における連結営業利益率に設定した理由は、当社は、特に連結営業利益率の引き上げを重要課題と認識し目標営業利益率を対外公表しているためである。

株式交付率については、さらに、電子部品業界における順位も加味することとし、当社の中期事業計画期間における連結営業利益率が電子部品業界における順位の中央位を下回る場合には、交付率を5%減算することとする。加えて、売上高の成長率に応じて株式交付を加算することとする。

なお、中長期業績連動報酬に係る株式の実際の交付は、退任時に一括して実施することとする。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において種類別の報酬割合及び取締役の個人の報酬割合の検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬等の内容を決定することとする。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、取締役の報酬体系・基準・方針及び個人別の報酬内容については、取締役会より委任を受けた報酬諮問委員会が、株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することとする。

報酬諮問委員会を構成する各委員は、取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役及び社外取締役等より定め、その員数は、7名以内とする。

なお、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任され、副委員長は委員長が任命する。加えて同委員会が適切に運営されていることを担保するため常勤監査役がオブザーバーとして出席することとする。

■社外取締役の報酬

監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。当該基本報酬は、報酬諮問委員会が各社外取締役の年額を決定し、毎月案分して支払うものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (業績連動)	
取 締 役 (うち社外取締役)	222 (22)	184 (22)	16 (-)	22 (-)	9名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	49 (33)	49 (33)	- (-)	- (-)	5名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	271 (55)	233 (55)	16 (-)	22 (-)	14名 (6名)

- (注) 1. 上記報酬及び員数には、2023年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役吉澤博三氏及び辞任により退任した監査役猪熊 勉氏への報酬分を含みます。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等に関する業績指標は、連結営業利益です。その選定理由は、連結営業利益の引き上げを重要課題と認識しているためであります。なお、当事業年度に係る業績連動報酬等の算出の基礎とする前期の連結営業利益は2,445百万円であります。また、業績連動報酬等の額の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「<単年度業績連動報酬 (STI)>」に記載のとおりであります。
3. 当社の非金銭報酬等 (業績連動報酬) は、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が変動する信託型の株式報酬であります。また、当該報酬等に関する業績指標は、中期事業計画における連結営業利益率であり、その目標値は4.2%としております。当該非金銭報酬等 (業績連動報酬) の内容に関する事項、業績指標の選定理由及び報酬等の数の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「<中長期業績連動報酬 (LTI)>」に記載のとおりであります。なお、当事業年度中において、非金銭報酬等として交付された株式はありません。上記記載の額は、社外取締役を除く取締役6名への業績連動型株式報酬として費用計上した金

額であります。

4. 当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役が年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役が年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。
5. 上記の報酬限度額とは別枠で2017年6月22日開催の第83期定時株主総会の決議において、社外取締役を除く取締役（及び執行役員）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに220百万円（うち、取締役分175百万円）を上限とした資金を拠出し、また、1事業年度当たり付与されるポイント数の合計は、37,000ポイント（うち、取締役分29,000ポイント）を上限とする旨、決議いただいております（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。
6. 当社は、取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、報酬諮問委員会を設置し、同委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容について、上記株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することを委任しております。また、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長を独立社外取締役より選任し、副委員長は委員長が任命しております。また、同委員会が適切に運営されているかを担保するため常勤社外監査役がオブザーバーとして出席しております。当事業年度における委員会の構成員は、次のとおりです。

（構成員及び取締役の地位及び担当）

委員長：松本 実（社外取締役）
副委員長：後藤 康 浩（社外取締役）
委員：成 川 敦（取締役会長）
委員：岸 和 宏（代表取締役社長CEO）
委員 中 条 薫（社外取締役）
オブザーバー：木 本 聡 子（常勤社外監査役）

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼職の状況
取締役	松本 実	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員） artience株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	後藤康浩	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社安藤・間顧問
取締役	中条 薫	株式会社SoW Insight代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社社外取締役 UBE三菱セメント株式会社社外取締役
監査役	鈴木 隆	京総合法律事務所パートナー
監査役	大上有衣子	株式会社柿安本店社外取締役 ソースネクスト株式会社社外取締役 JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所属

(注) 各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 実	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、その専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に主導的に関与しております。
取締役	後藤康浩	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経済学者として主にアジア経済に関する専門的な見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
取締役	中条 薫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者やAI、ダイバーシティに関する専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
監査役	木本聡子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会7回のうち7回に出席し、主に税務行政を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	鈴木 隆	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会7回のうち7回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
監査役	大上有衣子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会7回のうち7回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2023年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	99	—	54	—
連結子会社	—	—	—	—
計	99	—	54	—

(注) 前連結会計年度は有限責任監査法人トーマツに対する報酬の内容を記載しており、当連結会計年度は三優監査法人に対する報酬の内容を記載しております。

② 会計監査人と同一のネットワークに対する報酬 (①を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	66	16	87	1
計	66	16	87	1

(注) 1.前連結会計年度は有限責任監査法人トーマツと同一のネットワーク(デロイトトーマツ)に対する報酬の内容を記載しており、当連結会計年度は三優監査人と同一のネットワーク(BDO International)に対する報酬の内容を記載しております。

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言業務です。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言業務です。

- 2.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 3.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	78,925	流 動 負 債	31,899
現金及び預金	20,216	支払手形及び買掛金	12,169
受取手形及び売掛金	24,934	短期借入金	10,571
電子記録債権	865	1年内返済予定の長期借入金	775
有価証券	649	未払金	3,135
製品	18,357	リース債務	483
原材料	7,908	未払法人税等	762
仕掛品	1,539	未払費用	2,288
貯蔵品	140	賞与引当金	537
未収入金	1,673	その他の他	1,175
前渡金	367	固 定 負 債	6,529
その他の	2,381	長期借入金	3,781
貸倒引当金	△109	繰延税金負債	681
固 定 資 産	23,822	リース債務	1,326
有 形 固 定 資 産	19,377	退職給付に係る負債	108
建物及び構築物	8,091	役員退職慰労引当金	27
機械装置及び運搬具	4,557	株式給付引当金	137
工具器具及び備品	1,887	その他の他	466
土地	3,404	負 債 合 計	38,428
建設仮勘定	1,437	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	336	株 主 資 本	45,989
ソフトウェア	189	資本金	6,770
その他の他	147	資本剰余金	6,896
投 資 そ の 他 の 資 産	4,108	利益剰余金	36,364
投資有価証券	2,162	自己株式	△4,042
長期前払費用	82	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,014
退職給付に係る資産	1,344	その他有価証券評価差額金	803
繰延税金資産	306	為替換算調整勘定	11,345
その他の他	212	退職給付に係る調整累計額	△134
資 産 合 計	102,747	非 支 配 株 主 持 分	6,314
		純 資 産 合 計	64,319
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	102,747

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		122,447
売上原価		103,610
売上総利益		18,836
販売費及び一般管理費		14,424
営業利益		4,412
営業外収益		
受取利息	183	
受取配当金	69	
為替差益	334	
補助金収入	6	
雑収入	279	875
営業外費用		
支払利息	645	
固定資産除却損	85	
借入手数料	78	
雑損	173	982
経常利益		4,305
特別利益		
固定資産売却益	707	
資産除去債務戻入益	133	841
特別損失		
経済補償金	488	488
税金等調整前当期純利益		4,658
法人税、住民税及び事業税	1,475	
法人税等調整額	△25	1,450
当期純利益		3,207
非支配株主に帰属する当期純利益		902
親会社株主に帰属する当期純利益		2,304

(注) 記載金額は営業利益を除き、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,424	流 動 負 債	24,000
現金及び預金	6,023	買掛金	13,070
受取手形	1	短期借入金	8,355
電子記録債権	441	1年内返済予定の長期借入金	775
売掛金	16,029	未払金	976
製品	4,240	未払法人税等	63
原材料及び貯蔵品	151	未払費用	174
前渡金	136	賞与引当金	461
前払費用	25	その他	123
未収入金	353	固 定 負 債	5,294
その他	21	長期借入金	3,781
固 定 資 産	19,377	株式給付引当金	137
有 形 固 定 資 産	3,427	繰延税金負債	566
建物	1,444	債務保証損失引当金	797
構築物	1	その他	11
機械	32	負 債 合 計	29,295
車両運搬具	0	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	67	株 主 資 本	16,705
土地	1,853	資本金	6,770
建設仮勘定	28	資本剰余金	6,896
無 形 固 定 資 産	98	資本準備金	6,896
ソフトウェア	98	利益剰余金	7,080
その他	0	利益準備金	373
投 資 そ の 他 の 資 産	15,850	その他利益剰余金	6,706
投資有価証券	1,993	別途積立金	4,700
関係会社株式	11,599	繰越利益剰余金	2,006
長期貸付金	3,868	自己株式	△4,042
前払年金費用	707	評 価 ・ 換 算 差 額 等	801
その他	20	その他有価証券評価差額金	801
貸倒引当金	△2,337	純 資 産 合 計	17,507
資 産 合 計	46,802	負 債 及 び 純 資 産 合 計	46,802

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		55,394
売 上 原 価		52,192
売 上 総 利 益		3,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,288
営 業 損 失		△1,086
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,746	
為 替 差 益	120	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	244	
雑 収 入	26	3,138
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	494	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	627	
借 入 手 数 料	78	
雑 損 失	27	1,227
経 常 利 益		825
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 額	133	133
特 別 損 失		
経 済 補 償 金	488	488
税 引 前 当 期 純 利 益		470
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	50	
法 人 税 等 調 整 額	△50	0
当 期 純 利 益		470

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増田 涼 恵
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 博 靖
業務執行社員

<連結計算書類監査> 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2023年5月15日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 工 藤 博 靖
業 務 執 行 社 員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2023年5月15日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

フォスター電機株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）木 本 聡 子

常勤監査役 田 中 達 人

社外監査役 鈴 木 隆

社外監査役 大 上 有衣子

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
株主総会	6月	郵便物送付先	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	電話お問い合わせ先	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください みずほ信託銀行証券代行部 ☎0120-288-324 (土・日・祝日を除く) 9:00~17:00
単元株式数	100株	未払配当金の支払請求	みずほ信託銀行及びみずほ銀行
株主名簿管理人 事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、みずほ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。

ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たり
ございましたら

株式が
「特別口座」で
管理されている
可能性が
ございます

◆ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、みずほ信託銀行証券代行部 (☎ 0120-288-324) までお問い合わせください。

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。

すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設していただく必要はありません。

みずほ信託銀行に振替用の請求用紙 「口座振替申請書」を請求する。

請求用紙に必要事項を記入・押印して みずほ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。

証券会社の口座に株式が振替われます。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式(1~99株)については、証券市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

●買取制度の例 (60株ご所有の場合)

現在ご所有の単元未満株式

60株
(単元未満株式)

買取請求制度

当社株式60株を市場価格で当社へ売却し、代金を受領する。

60株
(単元未満株式)

¥

¥

¥

第90期定時株主総会会場ご案内図

開催日時

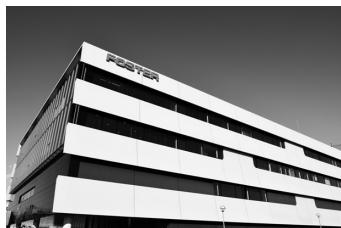
2024年6月26日(水曜日)

午前10時 開会

(受付開始予定：午前9時)

会場

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール
TEL：042-546-2311



交通のご案内

- JR青梅線 昭島駅北口より徒歩約12分
- ※お車でのご来場はご遠慮ください。



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。
- 株主優待制度の廃止について

2024年2月28日に公表いたしました「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」との通り、2023年3月31日時点の当社株主名簿において保有が確認できる株主の皆様への株主優待をもちまして、株主優待制度を廃止させていただきます。今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。